

○懲戒委員会規程

平成9年12月4日

達第949号

懲戒委員会規程（達第391号）を全部改正する。

懲戒委員会規程

（設置）

第1条 日本育英会職制第23条の規定に基づき、職員の懲戒に関し、服務規程の公正かつ適正な執行を図るため本部に懲戒委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会への諮問）

第2条 理事長は、日本育英会服務規程第35条の規定に基づき、職員を懲戒する必要があると認められる場合は、この懲戒に関して次の各号に掲げる事項について委員会に諮問するものとする。

- (1) 懲戒事由に該当する事実の存否および内容
- (2) 懲戒を行うことの当否
- (3) 懲戒の内容およびこれに対する意見
- (4) その他懲戒に係る必要事項

（委員会の職務）

第3条 委員会は、前条の規定により理事長から諮問のあつた職員の懲戒に係る事項について審議および答申を行うものとする。

（委員会の組織および委員の任命）

第4条 委員会は、委員長1人および委員若干人をもつて組織する。

2 委員長および委員は、委員会開催の必要が生じた都度、会長が理事および職員の中から任命する。

（委員長の職務）

第5条 委員長は会務を掌理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

（委員会の会議の運営）

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

第7条 委員会の会議は、委員の3分の2が出席しなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員（第8条第1項の規定により議決権を行使できない委員を除く。）の過半数をもつて成立するものとし、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

（委員の議決権の行使の制限）

第8条 委員は、自己が委員会の審議の対象になつた場合、または委員会の審議の対象となる者（以下「対象職員」という。）が自己に直接利害関係のある者である場合は、自己または当該対象職員の懲戒に関する事項については、議決権を行使することができない。

2 委員が前項に規定する場合に該当するか否かについては、委員会の決するところによるものとし、また、当該委員はこの議決に加わることができないものとする。

(会議の招集)

第9条 委員長は、委員会の会議を招集する場合は、委員および対象職員に対し、審議事項、開催日時および場所を、委員会開催の事前に書面により通知するものとする。

(対象職員の弁明、関係者の出席)

第10条 委員会は、対象職員から申立てがあつた場合は、委員会において口頭若しくは書面により意見を述べる機会を与えなければならない。

2 委員会は、必要がある場合は、対象職員および対象職員以外の者を参考人として出席を求め、説明又は報告を聞くことができる。

(委員会の答申)

第11条 委員会は、審議の結果を遅滞なく答申書を作成し、理事長に答申するものとする。

2 答申書には議事録を添付するものとする。

(議事漏えいの禁止)

第12条 委員長、委員および委員会に出席した者は、委員会の議事内容を他に漏らしはならない。

(委員会の庶務)

第13条 委員会の庶務は、総務部人事課が担当する。

(雑則)

第14条 この規程の施行に関し、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成9年12月4日から施行する。